

発信者情報開示の在り方に関する研究会（第2回）

1 日時 令和2年6月4日（木）10時00分～12時00分

2 開催形式 WEB会議

3 出席者

（1）構成員

曾我部座長、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、栗田構成員、
前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

（2）ゲストスピーカー

法律事務所アルシエン 清水弁護士
西村あさひ法律事務所 北條弁護士

（3）オブザーバー

法務省民事局 大野参事官、福田企画官、藤田局付
文化庁著作権課 高藤調査官

（4）総務省

竹村電気通信事業部長、今川総務課長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第
一課長、中溝消費者行政第二課長、清水消費者行政第二課企画官、中川消費者行政
第二課課長補佐、大澤消費者行政第二課専門職

4 議事

（1）「電話番号」を発信者情報へ追加することについて（事務局説明・討議）

（2）自由討議（事務局説明・討議）

【曾我部座長】 皆様、どうもおはようございます。本日、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。定刻を若干過ぎましたが、発信者情報開示の在り方に関する研究会、第2回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前回に引き続きウェブ会議による開催とさせていただきます。

冒頭事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について案内がございます。

そうしましたら、よろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 本研究会の事務局を務めます総務省総合通信基盤局消費者行政第二課課長補佐の中川でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴の方々につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。そのため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たって、お名前を必ず冒頭で言及いただけますようお願いいたします。

また傍聴の方には、現在構成員の方が参加されているシステム上の資料投影とですとか、あるいはチャット欄については閲覧できない設定となっております。

また、傍聴の方々におかれましては、資料については当研究会のウェブページにて公開しておりますので、そちらを参照いただくようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、さらに、座長以外は映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したいという旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て座長から発言者を指名していただくという方式で進めさせていただきます。

発言される際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言をお願いいたします。さらに、発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

あと、当省のシステム上の不具合、確認されておりまして、大変恐縮なんですけれども、音声等、一定時間たつと途切れてしまうという不具合を確認しております。接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただくと、一定時間復旧するという報告が上がっておりますので、何か不具合がありましたら、お手数ですが、再接続を試していただきますようお願いいたします。

構成員の方々におかれましては、スカイプ上にて資料画面の表示を行う予定ですが、事前テストで閲覧ができないという方々もいらっしゃいましたので、その場合には、申し訳ございませんが、事前にメールで送付した資料を御覧いただければと思っております。

その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに連絡をいただければ、速やかに対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続きまして、今回の会合で議論を様々な観点から深めるため、新たに2名の方にゲストスピーカーとして議論に御参加いただくこととしております。

簡単に御紹介させていただきます。まずは、前回会合でも御発表をいただきましたが、発信者情報開示制度の実務にお詳しい法律事務所アルシエンの清水弁護士に今回も引き続きゲストとして御参加いただきます。

さらに、インターネット上の技術や法律に御知見のある西村あさひ法律事務所の北條弁護士にも今回新たに御参加いただきます。

清水弁護士、北條弁護士におかれましては、簡単に順番に自己紹介を頂くことはできないでしょうか。清水先生、お願いいたします。

【清水弁護士】 御紹介にあずかりました弁護士の清水と申します。開示請求などの手続を日々行っておりますので、今回の知見、生かせればなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。続きまして、北條先生、簡単に自己紹介いただけますと幸いです。

【北條弁護士】 弁護士の北條と申します。よろしく申し上げます。私は、もともと警察庁技官をしておりましたので、技術にも明るい、法律にも明るいということで、今回参加させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長に戻させていただきます。曾我部座長、よろしく申し上げます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、議事に入りたいと思います。前回の会合では、主な検討課題の案や当日の議論を踏まえまして、座長と事務局の間で優先すべき課題について整理することとしておりました。

この観点から、まずは事務局のほうから電話番号を発信者情報に追加することについて御説明をいただいた後、この議題につきまして各構成員の皆様に御議論いただきたいと思

います。

その後、続きまして、先般報道のありました「テラスハウス」という番組を契機としたSNS上の誹謗中傷の事案も受けまして、前回御議論いただいた本研究会における主な検討課題の案につきまして、改めて議論の場を設けまして検討を深めたほうがよいと思いますので、そのための自由討議の時間とさせていただきたいと思っております。

ということで、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【中川課長補佐】 では、事務局の中川から資料2-1について御説明させていただきたいと思っております。

資料2-1では「『電話番号』を発信者情報開示請求の対象に追加することについての検討」について記載をしております。

1ページ目、御覧ください。全体の資料構成を説明させていただきます。本資料の構成といたしましては、まず発信者情報開示請求権の開示対象に関する基本的な考え方について述べた後、電話番号を開示対象に追加することの是非について記載しております。加えて後半では、仮に電話番号を追加した場合における裁判手続の在り方や想定される実務についても記載しております。

それでは、1ページ目から御説明させていただきます。まず、発信者情報開示の対象となる情報とは、プロバイダ責任制限法4条1項におきまして、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう」と規定されております。

この点、侵害情報の発信者の特定に資する情報とは、「相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報」をいうとされております。

また、開示請求の対象となる発信者情報の具体的内容が省令に委任されている趣旨については、「発信者情報は、個人のプライバシーに深くかかわる情報であつて、通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない」。

さらに、「今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により」、「有用と認められるものの範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくることになると考えられるが、それらを現時点において法律中に書き尽くすことは不可能である」とされております。

こういった理由により、総務省令によって発信者情報の範囲を画しているとされております。

次のページを御覧ください。現在の省令におきましては、発信者情報に電話番号は含まれておりません。

その理由として、「本省令の制定時に」、「一般的に、開示関係役務提供者において発信者の電話番号を把握している場合には、その氏名及び住所等も把握していると考えられるため、開示の対象としないこととした」。

さらに、「電話番号やファクス番号を保有している特定電気通信役務提供者は、通常は氏名及び住所を保有しているものと想定され」、「あえて電話番号やファクス番号まで開示させる必要性は低い」とされております。

3ページ目を御覧ください。これらの開示対象に関する基本的な考え方を踏まえると、制定時からの事情の変化というものがあれば、開示対象の追加を検討することは適切であると考えられます。

この点、開示対象の追加に当たっては、発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報であるか、すなわち、1つ目の基準として有用性が判断基準となり、さらに、記載のとおり、必要性、さらに相当性も判断基準になると考えられます。

併せて、4番目の考慮事項として、追加対象となる情報が、法令が省令に委任している範囲内のものであるか否かについても検討の必要があると考えられます。

4ページ目を御覧ください。ただいま説明をさせていただきました判断基準の1つである有用性について検討をしております。

近年、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツプロバイダの中には、ユーザー登録時の本人確認や、いわゆる二段階認証等により、ショートメッセージサービス、SMS番号、すなわち携帯端末の電話番号を保有しているケースが増加しています。

この電話番号の開示を受けることができれば、電話会社に対して弁護士会照会を行うことなどにより、発信者の氏名及び住所を取得することが可能になると考えられます。

したがって、電話番号は、「発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報」であると考えられます。

5ページ目を御覧ください。次に、判断基準の2つ目である必要性について検討しております。

近年、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツプロバイダの中には、1つのド

メイン名に複数のIPアドレスを割り当てて負荷分散を行っているなどの理由により、IPアドレスを起点として通信経路をたどって発信者を特定していくことが困難な事例が増加しております。

また、いわゆるログインIP問題というものについても前回会合で指摘があったところ
です。

これらの状況下において、IPアドレスを経由していくことで発信者を特定することができない場合、被害者救済が図られなくなるという懸念があるところ、その代わりに電話番号の開示を受けることができれば、発信者を特定することが可能となります。

以上のことから、発信者情報開示の対象として「電話番号」を追加することが必要であると考えられます。

ページ目を御覧ください。続いて、判断基準の3つ目である相当性について検討しております。

電話番号は、電話会社に対する弁護士会照会などを通じて発信者を特定するために用いられるほか、発信者に対して、電話番号を用いて直接連絡するために用いられることになるとも考えられます。

これらは、必ずしも発信者を特定して、損害賠償請求の行使等の被害者救済を可能とするとの目的から大きく逸脱した使い方であるとは言えないと考えられます。

また、電話番号それ単体では特定個人を識別できないなどの理由から、特に高度のプライバシー性があるとまでは言えないと考えられます。

したがって、電話番号を発信者情報として追加することは相当であると考えられ
ます。

7ページ目を御覧ください。最後に、法律による委任の範囲内の情報と言えるか否かについて検討しております。

この点、法律が省令委任している開示対象を類型化することが検討に有益と考えられるところ、大きく2種類に類型化することができると考えております。

1つ目は、「通信経路を辿ることで、権利侵害となる特定電気通信を行った匿名の発信者にたどり着くための手掛かりとなる情報」でございます。これは例えばIPアドレスなどが当てはまる類型だと考えております。

2つ目は、「損害賠償請求権の行使等の責任追及が可能な程度まで具体的な個人を特定するための情報」でございます。こちらは、例えば発信者の氏名や住所などが当てはまる

と考えられる類型です。

これらの類型に照らした場合、電話番号は、損害賠償請求権の行使等の責任追及が可能な程度まで具体的な個人を特定できる情報であると考えられることから、この中でいうと第2類型の情報に分類され、省令の委任の範囲内であると考えられるのではないかと考えております。

以上の検討から、結論としては、電話番号を開示対象に追加することが適当ではないか、そう考えております。

8ページ目を御覧ください。電話番号の開示を求める場合の裁判手続の在り方について論点をお示ししております。

仮処分手続における保全の必要性については、「争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためにこれを必要するとき」に認められるとされております。

この点、保全の必要性は、「暫定的な地位を形成する必要性が明らかに存在する場合に初めて認められるのであり、被保全権利の性質・内容等のほか、債務者の被る不利益と仮処分が発令されないことによる債権者が被る不利益などを比較衡量して判断されることになる」とされております。

このような考え方を踏まえまして、電話番号に関しては、保全の必要性についてどう考えていくべきか、そのような点をここで論点としてお示ししております。

9ページ目を御覧ください。電話番号取得後の情報取得手続についての想定をお示ししております。

左側の絵は現状のプロセスをお示ししておりまして、既に御案内のとおり、二段階の裁判手続を経て発信者を特定することが実務的には一般的となっております。

他方で、右側には、電話番号が追加された場合に想定されるプロセスを示しております。具体的には、まず第1段階として、SNS事業者等のコンテンツプロバイダに対して電話番号の開示請求を行い、次に、例えば電話会社に対して弁護士会照会を行うことで、電話番号の契約者情報として氏名、住所を入手する方法が想定されます。

10ページ目以降は参考資料としてつけさせていただきました。

以上、資料2-1について御説明を終わらせていただきます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。それではただいまの事務局の御発表につきまして構成員の皆様方から御質問や御意見等があれば伺いたいと思います。よろし

くお願いします。

発言前にチャットのほうで御希望を頂ければと思いますか、いかがでしょうか。では、北澤先生お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。御発表ありがとうございました。今回、電話番号を発信者情報に追加するという御提案があったんですけども、私も手続をスムーズに進めるという観点からは追加については基本的に賛成とっております。現状の課題の1つとして仮処分と本案訴訟の2回をやらなければならないという問題とかが指摘されているわけですね。もし電話番号が入れば裁判が1回で済むケースが増えるわけで、この点はかなり大きいのではないかと思います。

また現行制度でよく問題視されるものとして、IPアドレスの保存期間というタイムリミットの問題があると思います。もし電話番号が入れば、今、誹謗中傷などで問題視されている海外のSNSについても、電話番号を開示してもらえれば発信者の特定につながるわけですので、IPアドレスの保存期間というタイムリミットの問題もこれでクリアできるという、そういったメリットがあるのではないかと思います。

最後に、資料の8ページで保全の必要性の有無が検討されているんですけども、保全の必要性については、これは認めるのはなかなか難しいと思っております。資料にありますとおり、現状、仮処分でIP等の開示が認められているというのは、IPアドレスの保存期間というタイムリミットの問題がやはり一番大きいのではないかと感じておまして、電話番号であればそういう期限の問題がなかなか考えにくいいため、保全の必要性については、これを肯定するのは難しいのではないかというのが私の考えです。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、引き続きまして、大谷先生お願いします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。ありがとうございます。1つ御質問というか、確認をさせていただきたいところがありまして、あと、意見を申し上げたいと思います。

確認したいのが、事務局資料の5ページのところなんですけれども、コンテンツプロバイダがユーザーの電話番号を保有している場合が増加しているということで、これはまさにコンテンツプロバイダを利用している者の実感でもあるんですけども、ユーザー登録の本人確認で登録する電話番号というのは、投稿時のIPアドレスというか、投稿時の情報にひもづくものではなく、ログインIPにひもづく情報になっているかなと思っております。

まして、保有している電話番号が間違いなく伝達される可能性というか、間違っただけで他人の電話番号が伝えられる可能性が基本的にないものだというふうに理解していいのかといったところについて技術的な確認をさせていただければと思います。

そして、技術的に誤った電話番号が伝達される可能性が極めて少ないというか、ほぼゼロだということであれば、今回、電話番号の開示ということについては、北澤構成員もおっしゃっていたような理由で賛同したいと思います。

そして、資料の8ページのところの保全の必要性については、やはり保全の必要性はないものと考えべきですし、現在省令を見ても、発信者の氏名、住所、電子メールまでの部分というのは、これが保全の必要性が認められないもの、そして、4号以降のものが、侵害情報に関わるIPアドレスなどについては保全の必要性が認められるものというふうに一応区分けがされていると思うのですが、そういう意味では、1号から3号までと同等の扱いとして、保全の必要性について、将来、誤解に基づく議論が生じないように、制度上の手当てをしておくことが必要ではないかと思われま

す。長くなりましたが、以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の御質問ですけれども、まずは事務局のほうで対応いただけますでしょうか。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。電話番号を開示する際に、それが発信者の電話番号かどうかの蓋然性についての御質問を頂いたと理解しております。

この点は、昨今の主要なSNS事業者などのサービス類型を考えますと、ユーザー登録時や二段階認証に基づく電話番号の登録については、発信者本人である蓋然性は高いのではないかと一般的には考えております。

ただし、100%本人ではない場合というのも当然あるとは思っております。しかし、この点につきましては、既存の実務の中でも様々な場面で生じてきた問題だと思っており、例えば一般的にIPアドレスをたどって、アクセスプロバイダに対して契約者情報の開示を求める際に、接続サービスを契約している方の氏名、住所というものを一般的に開示するのが普通だと思われま

すが、その際にもよくある問題としては、契約している人と書き込んでいる人が違う場合というのは可能性としてはあり得るところです。そういう場面というのは出てくると

然性というのは高いのかなと感じております。

このような回答でよろしいでしょうか。

【曾我部座長】 大谷構成員、いかがでしょうか。

【大谷構成員】 大谷でございます。蓋然性において、これまでの氏名、住所等と同等ということであれば、今の御説明で納得のいくところでございます。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。北條先生から、これは今の御質問に関連してということよろしいですか。じゃあ、北條先生のほうから今のやりとりに関して補足がいただけるということで、お願いします。

【北條弁護士】 ありがとうございます。北條でございます。先ほど発言がありました電話番号の契約者が発信者本人かどうかという問題点の中に、プリペイドSIMと呼ばれる、いわゆる短期間だけ使えるもの、あるいは、上限時間までしか使えないものというものがあると思います。プリペイドSIMの利用期間や利用時間が終了した後は、当該SIMの電話番号が違う人に割り当てられてしまう可能性がありますので、そういう意味でいうと、投稿時に登録されていた電話番号を開示するよう請求した場合には、開示された時点において当該電話番号が割り当てられたのは投稿者とは違う人になり、開示された人が電話をかけると違う人にかかる可能性もあるのではないかとという問題点を指摘させていただきます。これは実験等を実施したなどの根拠があるわけではなく、恐らくそうなるのではないかと推測ではございますが、本人かどうかという点で問題があると考えられます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ほかに先生方、今のやりとりについて補足等ありますかでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、御発言希望いただいておりますので、順番にお願いしたいと思います。清水先生、お願いします。

【清水弁護士】 弁護士の清水です。電話番号の開示というところで、私も総論として賛成なんですけれども、今の議論の中に、携帯電話番号が前提になっているのではないかと思われるのですが、これは固定電話の番号も含むという前提で考えているのか、そこら辺は明らかにしておいたほうがいいのかと考えております。

あと、保全の必要性という点ですね。8ページのところなんです。私も現状だとこれを

保全手続で電話番号を開示していくことは難しいと思っているんですが、ここの開示請求を早くできないと実際上時間がかかってしまうという現実があります。

というのは、SNS事業者のうち、電話番号を保有しているのは主に海外の事業者でして、これを本案訴訟、普通の裁判手続でやろうとすると、送達に半年以上かかってしまうという問題が出てきてしまいます。そうすると、最終的に相手を特定できるまでに1年弱かかってしまうということになってしまうと思われるので、時間としてはかなりかかってしまうということになります。

ですので、プロバイダ責任制限法の中でできるのかどうかという問題もあるんですが、電話番号などの開示手続についても、保全の必要性を満たすような何か手当てというのができないのかということも検討していただきたいなと思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。固定電話の件については、事務局のほうで何か御回答ございますでしょうか。お願いします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。今清水先生から固定電話番号はどう考えるかという御質問を頂きましたが、資料中では、主として想定される場面を考えると、携帯電話番号と書かせていただきましたが、必ずしも携帯に限る必要性はないのかなと思っておりまして、例えば固定電話番号をサービスで登録することもあり得ると思いますし、事務局といたしましては、携帯電話と固定電話、差異を設ける必要は今のところないのかなと考えているところでございますが、この点、もしほかの構成員の方々から御意見あればいただきたいと思っております。

事務局の考えとしては以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点ですけど、固定電話の件で何か構成員の皆様方からコメントがあれば、お願いします。いかがでしょう。上沼先生、お願いします。

【上沼構成員】 固定電話の件ですけれども、二段階認証のときに、たまに電話で認証するものもあるので、そういう意味でいえば、対象にしてもいいのかなと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。北條先生、お願いします。

【北條弁護士】 ありがとうございます。北條です。固定電話については、今上沼先生がおっしゃられたように、認証した場合にのみという限定が必要だと思います。なぜかといいますと、認証に使われない電話番号は、他人の電話番号であっても電話番号入力項目欄に適当に記載することができてしまうことになります。そのため、認証に使わなければ

ば、他人の電話番号が記載されている可能性があり、これを開示された人が、電話をかけたり、契約者を調査したりすれば、他人に電話がかかってしまったり、違う人の情報が開示されたりするということになりますので、認証に用いられたという部分は必要だと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ほかに固定電話について何か御発言があれば、まずそちらのほうをお伺いしたいと思いますけれども、ほかの皆様方がいかがでしょうか。北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。今の固定電話に関するところなんですけれども、例えば二段階認証で固定電話を使うこともあるということで、固定電話の電話番号しか持っていないくて、氏名、住所、メールアドレスは持っていないというケースが恐らく想定できるのではないかと思います。この場合に、固定電話番号しか持っていないという形になると、4条2項の意見照会をどうするのかというところは確認しておきたいと思っています。一々電話して意見照会するというのは、実務的に運用できるのかという問題があり、その点が気になっている点です。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。事務局の御説明は、二段階認証にひもづいているということを主に想定しておられたと思うんですけども、それ以外にもいろんなルートがあるので、無制限に電話番号というふうに規定してしまっているのかという、そういう方向性での御意見があったかなと思いますけれども、この点、また検討しなければいけないなと思います。

そのほか、固定電話に関して御発言ございますでしょうか。

よろしいですか。では、一旦このテーマは終わらして、先ほど垣内先生のほうから御発言希望を頂いていましたので、垣内先生、お願いします。

【垣内構成員】 ありがとうございます。垣内です。私から2点ほど発言させていただければと考えております。

1点目ですけれども、資料で申しますと4ページのあたりの記述に係るかと思いますが、弁護士会照会の関係についてです。大筋では資料等で御説明されているようなことでよろしいのではないかと考えておりますけれども、関連する点といたしまして、弁護士会照会を受けた照会先がこれに応ずるかどうかの判断ということをするようになるわけですし、これはプロバイダ責任制限法で想定しているようなアクセスプロバイダが情報開示

するというのと基本的には同じようなことが想定される、同じような機能を果たすことになりませんが、その際に、どういう場合であれば照会に応じてよいか、あるいは照会に応じたことによって責任を追及されないのかといったような問題というのがやはり弁護士会照会の場合にも生ずるのではないかと思いますので、そのあたりについて、問題点を少し整理をしておく必要も今後あるかなという感想を持ったというのが1点です。

それから、もう1点ですけれども、何回か話題になっております8ページの保全の必要性に関してですが、この点は既に何人かの先生方から御発言ありましたように、私自身もこれまでの考え方を前提にすると難しいところがあるのかなという感じを持っております。

ただ、幾つかの考えるべき事情と申しますか、考慮要素があろうかと思いますけれども、電話番号について保全の必要性を認める方向に働き得る観点としましては、電話番号そのものは氏名、住所ではないということで、単なる数字の羅列であるというふうに見れば、そこからさらに当該電話番号の持ち主の特定までの間にはワンクッションあるということです。そういう意味では従来保全が認められてきたコンテンツプロバイダが持っている情報と似た機能を果たす側面もあるというところが1つあるかと思います。

ただ他方、この点については、電話番号が分かれば、弁護士会照会等でほぼ自動的に個人が特定されるということなのだと思えば、それは少し事情が異なるということになりますので、そのあたりをどう評価するかということが絡んでこようかと思います。

それから、もう1点ですけれども、従来、発信者情報の開示に関して保全命令を用いる、保全の手続を用いることについて慎重であるべきだと考える際の1つの根拠として、情報というのは、一旦開示されてしまうと、後で開示すべきでなかったということが分かって復元が困難であるということがしばしば言われてきたのではないかと思います。

その点に関して、そのこと自体は現在も変わらない事情として存在するわけで、電話番号にも妥当する事情だと考えますけれども、他方で、例えば、昨年民事執行法が改正されて、債務者の財産状況の調査に関する規定、規律が強化されたということがあります。その際、従来ですと、債務者の財産に関する情報についても、一旦開示されてしまうと、これも情報というものの性質上、なかったことにすることが難しいということで、一部の債務名義を対象から除外するという限定が課せられていたところ、昨年の民事執行法改正によりまして、債務名義であれば、例えば仮執行宣言付きの判決などであっても、財産に関する情報を得ることができると、こういう形の法改正がされたということもありますので、そういう点から申しますと、情報開示をした結果の復元困難性という点をどう評価す

るかということについて、若干視点が柔軟化されてきている局面もあるのかなと感ずるところです。

ただ、他方でやはり難しいと思われるところとしては、先ほども御指摘ありましたけれども、この場合、電話会社のほうで情報が短期間のうちに消去されてしまうということがないのではないかということで、そうだとすれば、緊急にそうした開示を命ずる必要性がやはり欠けてくるんじゃないかということになるろうかと思えます。

その点がやはり一番大きいのかなと考えていまして、ただ、先ほども若干関連することが発言であったかもしれませんが、どういう場合に電話会社で持っている情報がなくなるのかというあたりについて、少し具体的に検討をしてみる必要があるのかなというふうはこの点については感じています。

いずれにしましても保全の必要性というのは、民事保全法の要件の解釈の問題で、具体の事案で具体的な諸事情を基礎として判断する問題ですので、今、この場で議論をしてあるとかないか決められる性質のものではないと思えますから、場合によるということに最終的にはなるのかもしれませんが、差し当たり以上のようなことを考えている次第です。

長くなりまして恐縮です。以上です。

【曾我部座長】 大変詳しいコメントありがとうございました。弁護士会照会を受けた場合の判断の在り方という問題と保全の必要性の問題についてコメントを頂きましたが、後者のほうはまた引き続き議論させていただきたいと思えますが、最初のほうの弁護士会照会に関する御質問というか、コメントにつきまして、事務局のほうから御発言いただけるということですので、よろしくをお願いします。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局、消費者行政第二課、中溝でございます。御質問のありました弁護士会照会を受けた場合、電話会社が応じるかという点についてでございます。基本的に各電話会社におきましては、加入者情報、契約者情報、個々の電話と無関係の電話番号に基づく加入者の住所、氏名の開示みたいなものを求められた場合には、弁護士会照会に応じてよいということで、私どもの総務省において告示として定めておる電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインにおいてその旨明記してございまして、このようなケースではその場合に該当するのではないかと。すなわち弁護士会照会を受けた場合においては、電話会社は、電話番号にひもづく氏名、住所の開示というのは問題ないというふうに事務局としては考えてございます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。垣内先生、今の御回答について何かございますでしょうか。

【垣内構成員】 分かりました。どうもありがとうございます。現状について理解することができました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、若江構成員のほうから御発言いただきます。お願いします。

【若江構成員】 ありがとうございます。若江です。前回の検討会でも述べましたように、情報の対象はサービスや技術の変化に応じて見直すべきだと思いますので、電話番号を入れることについては異論がないんですけれども、ただ、今後、コンテンツプロバイダへの働きかけ1回で身元の特定の可能性が広がるということになりますし、先ほどの話のように弁護士会照会ですぐ氏名や住所が出てくるということであれば、個人の特定に直結する情報になると思います。その場合、その保全の必要性の議論というのは、保存期間が短くて消されてしまう恐れがあるかどうかだけの問題ではなく、発信者に与える不利益の大きさからも考える必要があると思っております。

逐条解説の80ページで、仮処分手続の権利行使についての記載がありますが、ここには、一旦発信者情報の開示がなされてしまうと事後的に元に戻すことができない権利で、発信者に与える不利益が大きいということを理由にして、特に、個人を特定できる氏名と住所については秘匿の必要性が高く、保全の必要性については極めて慎重かつ厳重に判断すべきというふうに書いてありますので、電話番号についても氏名や住所と同じような扱いとすることが望ましいんじゃないかと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ただいまの御発言について、コメント等、構成員の皆様方ありましたら、いかがでしょうか。清水先生、お願いします。

【清水弁護士】 清水です。電話番号の開示請求を保全手続でやっていいのかという問題は確かにあるところとは思ってはいるのですが、保全の必要性が仮に認められないにしても、ここで議論するのが適切かという問題はありますが、民事訴訟法上何かしらの手当てができないのかなとは思っております。

例えば現状だと送達に時間かかるので、保全でやりたいというのが実務的な要望ではあるんですが、それが難しいということであれば、送達が早く進むのであれば本案手続でや

るのも別に問題はないかなと考えられますので、送達に関しての改正というところが何かできないかなというのでも検討していただきたいなと思っております。第1回のときも若干指摘があったとは思いますが。

【曾我部座長】 ありがとうございます。送達の問題は非常に重要だと思います。

関連して、北澤先生、関連発言おありということですので、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。電話番号の位置づけですが、確かに数字の羅列ではあるんですけども、例えば会社に不満を述べる社員と思われる書込みについて開示請求するというケースとかも結構あったりしますが、そういった事例を含め、要は電話番号さえ分かれば本人特定ができるという事例というのはそれなりにあると思うんですね。実際事務局から御発表いただいた資料でも電話番号については第2類型に分類していただいていると思うんですけども、やはりそれだけ氏名、住所に近い情報が簡単に開示されてよいのかという問題は検討する必要があるのではないかと思います。

また、清水先生からも御意見ありましたけれども、海外の事業者に対する裁判には時間がかかるという問題ですね。これは確かにおっしゃるとおりなんですけれども、この問題は、開示に限る問題ではなくて民事訴訟一般で直面する問題になってくるので、このような対海外事業者の裁判の手当てについて、プロバイダ責任制限法で対処すべきなのか、民事訴訟制度の改正の中で対処すべきではないのかというところは、整理、検討が必要だと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。すいません、私、先ほど御質問しかけたんですけど、今、海外事業者との関連で、例えばアカウントそのものが削除されちゃったような場合というのは、コンテンツプロバイダにおいて電話番号も消去されてしまうのではないかというふうな気もします。そういう場合は速やかに開示を受ける必要があったりするのかなと思ったりもするんですけども、このあたりについてどう考えたらいいのかというのは、どなたに御質問したらいいのか分かりませんが、弁護士の先生方などでもし教えていただけることがあればお願いします、いかがでしょうか。

清水先生、ありがとうございます。よろしくお願いします。

【清水弁護士】 私も知らないことのほうが多いんですが、少なくとも幾つかのところ、例えばあるSNSでは1カ月以内であればアカウントを復活させることができるとなっているので、1カ月であれば少なくとも残っていると思われれます。

ほかのSNSでも、アカウントが削除されてもログが残っていて特定できたということはあります。

ただ、開示されたのはアクセスログ、つまりIPアドレス等の情報なので、電話番号も同じ扱いになっているのかはちょっとよく分からないところです。二段階認証で使っている場合、同じ番号をさらにもう一度別のアカウントで二段階認証で使うということが拒否されている場合も比較的多いのではないかと思われるので、そのことを考えると、電話番号が残っていることはそれなりにあるのではないかという気はするところです。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほか、事務局のほうで何かこの点について把握されていることがございますでしょうか。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局、中溝でございます。今曾我部先生から御質問の件、私どもも詳細は今把握できておりません。事務局において可能な範囲でということにはなりますが、ちょっと調査をしてみたいと思っております。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、上沼先生のほうから御発言希望を頂いていますので、上沼先生にお願いします。

【上沼構成員】 保存の必要性については、ただいま皆様がおっしゃったとおりだと思いますが、ただ実際の手続のことを考えたときに、コンテンツプロバイダに対して、IPアドレス、タイムスタンプ、メールアドレスと、携帯電話番号の開示を求めたいと思ったときに、一部については保全手続、一部については本訴という話になると、それはそれでまたハードルが上がってしまうということになると思います。しかも、携帯電話番号がきちんと開示されればいいのですが、本訴を別に提起した結果、コンテンツプロバイダは開示すべき携帯電話番号を保有していなかったということもあり得るので、それを考えれば、権利侵害を受けた側としては、まとめてやってしまいたいところだと思います。手続が複数にならないという観点も必要なのかなと思います。

以上です。

あと送達の話は、電気通信事業法の改正になって、もしかして送達が国内でできるのかどうかという点が気になります。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。最後、今回の電気通信事業法の改正による影響ということについてコメントを頂きましたけれども、この点について事務局のほうで

御説明を頂けることがあれば御説明いただいて、そのほかの点についてもしほかの先生方で関連コメントがありましたらお願いしたいと思います。では、まず事務局のほうでお願いいたします。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局、中溝でございます。今御質問にございましたとおり、今般の電気通信事業法の改正によりまして、海外に拠点のある事業者で、国内向けにいわゆる電気通信サービス、電気通信役務を提供しているというような者については、国内の代表者または代理人を届出事項として総務省に届出なければならないという旨が定められたところでございます。

ただ、この規定はあくまで電気通信事業法という行政規律の円滑な執行という観点から、例えば総務大臣がそういった事業者に対して何らかの行政上の文書を出すとかいったときに、円滑に行政文書が受領されて執行できるようにという観点からの見直しということでございますので、これが直ちに民事的な訴訟の流れで読めるかというのはちょっと微妙なところでございます。

一方で、現状で既に会社法等におきましても、国内の代表者を指定しなければならないでありますとか、国内の事務所を登記しなければならないというような規定もあるところというふうに承知してございますので、これらの観点も含めて、現行法上、国内の拠点といえますか、営業拠点といえますか、そういったことが送達先としてあり得るのかどうかというのは、もう少し私どもとしても研究してまいりたいと思っております。

よろしいでしょうか。

【曾我部座長】 ありがとうございます。上沼先生、いかがでしょうか。

【上沼構成員】 ありがとうございます。もともと、今、中溝様におっしゃっていたとおり、会社法に規定があるので、こちらをきちんと適用されているのであれば、登記がされているはずなので、もう少し、送達が楽なはずなんです。実際昔、法務省に外国会社の登記の関係で電話をしたことがありまして、「大丈夫なんですか」というふうに言ったら、「弁護士に聞いてください」みたいなことを言われて、過料の制裁があることなので軽々に答えられませんという回答をもらったことがあります。もうちょっとその辺ぱしっとやっていただけるといいなと思いました。雑感です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。公法私法二元論みたいなのが出てきているという印象もありますけれども、先ほどの上沼先生の御発言についてほかの先生方から関連コメント等ございますでしょうか。

特になければ、議題1はそろそろ終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

こちらで丸橋先生御退室ですけれども、何か最後にコメントとかございましたら、いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。主な検討課題の案に関する自由討議に移りたいと思います。前回の議論も踏まえまして、座長と事務局の間で修正を加えた資料を用意しておりますので、まずは事務局のほうから御説明を頂きます。その後、会議冒頭に申し上げましたとおり、先般報道のありました「テラスハウス」という番組を契機としましたSNS上の誹謗中傷の事案も受けまして、改めて本研究会の検討課題について御意見として各構成員の皆様からコメントを頂ければと思います。

では、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【中溝消費者行政第二課長】 改めまして、事務局の中溝でございます。ただいま座長からお話ございましたとおり、資料2-2、「主な検討課題（案）～第1回会合での検討を踏まえた改訂～」という資料に基づいて御説明をさせていただきます。

第1回会合に出しました資料を若干改訂あるいは追記したものでございます。今座長のほうから御紹介いただきましたとおり、第1回の議論をまず踏まえた改訂でございますし、さらに先般のSNS上での誹謗中傷の事件も踏まえて、さらに検討を深める部分があるのではないかという観点から、議論のたたき台という趣旨で御用意したものでございますので、よろしくをお願いいたします。

1ページ目でございます。こちらは前回資料にはなかったもので追加した部分でございます。まず、今回この研究会におきまして発信者情報開示の在り方を議論するというところに当たっての議論の前提としての確認事項ということを改めてここに挙げさせていただいてございます。

矢印の1ポツ目のところでございますが、発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何か、を確認した上で、その実現のための具体的方策の在り方について検討を深めることが適当ではないか。

2点目といたしまして、発信者情報開示請求に係る制度の趣旨は、権利侵害を受けたとする者、すなわち被害者の救済がいかに円滑に図られるようにするか、という点、すなわち被害者救済という法益と、適法な匿名による情報発信を行っている者のプライバシー、あるいは通信の秘密をいかに確保するか、という点、すなわち表現の自由の確保という法益の両者を適切に確保することにあると考えられるかどうか。

次の3ポツ目でございます。円滑な被害者救済を図る観点から、法第4条の第1項の発信者情報開示請求権の開示要件である「権利侵害の明白性」について、より緩やかな要件にすべきとの考え方、意見もあるところでございますが、これについてどのように考えるかと。

その下の括弧のところに私どもの編集をしてございます逐条解説からの言及でございますが、「権利侵害の明白性」とは、「権利侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存しないことまでを意味する」というふうに書いているところでございます。

2ページ目へ移っていただきまして、これは前回お出しした資料を若干前回の議論なども踏まえて修正を以下しておるところでございます。

まず2ページ目の上のところでございますが、現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加しているという現状を踏まえまして、矢印のところ、1ポツ目、電話番号の追加を検討するのはどうか。その場合の課題とは何か。これについては、今、つい先ほど、資料2-1に基づきまして御議論いただいたところでございます。

2点目のところが、ログイン時のIPアドレスなど、投稿時以外のIPアドレスについてはどうか。開示対象に追加することの有用性・必要性・相当性や、法律の委任範囲との関係でどのような課題があるかという点です。この点についてまた御議論を深めていただきたいと思っております。

次の大きい柱といたしまして、権利侵害が明白と思われる場合であっても、なかなか発信者情報が裁判外で任意に開示されないケースが多いという課題に対して、また矢印の1ポツ目でございますが、任意開示が少ない理由は何か。プロバイダ等が権利侵害の明白性を判断することが難しいケースが多いためと考えられるのではないかと。

権利侵害が明白な場合に任意開示促進する方策を講じることは、円滑な被害者救済の観点から、どのような効果、あるいはどの程度の効果があると見込まれるかという点について御議論いただきたいところです。

それから、次の点でございます。任意開示を促進する方策を講じる場合、逆に行き過ぎた任意開示を防止するための方策や、発信者情報開示請求権の悪用、あるいは濫用を防止するための方策も併せて必要かという点についても、これも前回御議論いただきましたが、改めて御議論いただけたらと存じ上げます。

次の3ページ目へ移りまして、3つ目の課題、裁判外で開示がなされない場合には、発信者の特定のための裁判手続ということになりますが、その手続に時間・コストがかかり、これは特に海外プロバイダを相手として訴訟を提起する場合にはさらに多くの時間を要しているということで、救済を求める被害者にとって負担であるという課題に対しまして、矢印の1ポツ目、発信者に対する損害賠償等の請求の前に、発信者を特定するために複数回裁判手続が必要となっている現状を踏まえて、どのような方策が考えられるかについて検討が必要ではないか。

2ポツ目、仮に電話番号について訴訟手続によることが必要な場合、海外への訴状の送達手続に時間を要することが予想されるなどを踏まえて、どのような方策が考えられるかについて検討が必要ではないか。

3ポツ目、任意開示が少ない理由が、プロバイダ等が権利侵害の明白性を判断することが困難であるためであるとすると、権利侵害の明白性の判断を迅速に行うことができるようにする手続が必要と考えられるが、どうか。またその場合、具体的にはどのような措置が考えられるか。

以上の検討課題案をもとに御議論を頂けたらと思っております。以上、よろしくお願いたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。残り1時間近くありますけれども、この資料も踏まえました自由討議ということになっておりますので、積極的な御発言を頂ければと思います。そうしましたら、まず栗田先生にお願いしてもよろしいでしょうか。

【栗田構成員】 周縁的な問題ですが、任意開示の促進と電話番号の開示の両方に関連する事柄について申し上げます。まず、電話番号の開示についてですが、電話番号が氏名や住所を取得するための手段として発信者情報の発信者個人の特定のためのみ用いられる場合には、開示対象とすることそのものに大きな問題はないと思います。しかし、その先の話として、開示された電話番号が、例えば、ウェブページ等に掲載されたり、嫌がらせや脅迫等の行為に用いられたりするおそれが全くないわけではありません。

これは、現在、開示の対象になっている情報とは少し異なる状況ではないかと思えます。というのも、開示の対象になっている情報のうち、氏名、住所は、訴訟の提起に必要な情報であって法令にも例示されていますし、これらを悪用、濫用して嫌がらせ等をするためには、嫌がらせをする側にも相応のリスクがあり、相応のコストがかかります。そのため、氏名、住所の開示は嫌がらせにつながりにくかったという事情があるのではないかと思

ます。そのほか、メールアドレスについては、フィルタリング等の対抗手段がありますし、IPアドレス等のその他の情報については、開示請求者が特別な技術や知識をもたない個人である場合は特に、悪用、濫用が考えにくいところがあるかと思えます。

これに対して、電話番号が開示されてしまうと、かなり簡単に嫌がらせができてしまいます。非通知着信拒否等の対抗手段はありますが、必ずしも有効とは限りません。また、電話番号を変えることも、それほど容易にはできません。例えば、名誉毀損、プライバシー侵害等の被害者の側が、報復として、加害者の電話番号を電子掲示板やSNSへ拡散するようなことも考えられますが、このとき、電話番号が開示された発信者の側には有効な自衛の手段があまりないということになります。この点が、現在の省令で認められているほかの情報とやや異なる点ではないかと思えます。

そこで、任意開示の促進のところでも触れていただいたのですが、ある意味ではバランスをとるために、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）4条3項が注意的に規定している開示を受けた者の義務を拡充したり、あるいは、やや強く言うと、罰則規定のようなものを設けたりすることによって、開示された情報の濫用、悪用の防止を可及的に図ることが必要ではないかと考えております。

発信者情報開示請求事件は、通常、弁護士が受任しており、弁護士が介在していれば、開示された情報の濫用、悪用ということは考えにくいかと思えます。したがって、仮に開示された情報の濫用、悪用について厳しい規制を設けたとしても、それを理由として、開示請求制度が過度に要求しにくくなることはないように思います。私からのコメントは以上です。大変失礼いたしました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。どうでしょうか。ただいまの御発言について何か関連でございましたらまずお伺いしたいと思いますけれども、先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。では、北澤先生お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。今回の検討課題案の2ページ目に行き過ぎた任意開示とか、悪用、濫用防止と言及されているんですけども、やはりこの点の検討は、必須だと思っております。この視点が抜けると、インターネットから批判めいた表現が消えかねないというかですね、例えば口コミサイトから悪い口コミだけ消えるみたいな、そういうことになりかねないと思うんですね。

その関係で、今栗田先生から御指摘いただいた点はとても重要だと思っております。こ

ういった事件を幾つかやらせていただいていると、この制度を悪用しているのではないかというようなケース、例えば消費者被害を訴える書込みを、消費者被害を起こしている会社が潰しにかかるみたいなケース、あるいは、企業への批判や内部告発を潰そうとするようなケースがどうしてもあるんですね。こういうケースで開示が認められると、例えば消費者被害を受けた人の情報を消費者被害を起こした加害者が取得するという形になる。ひょっとすると契約の時点で電話番号を取得している可能性はあると思うんですけども、取得した開示情報を悪用されないことをいかに保障するのか。今の法4条3項で足りるのかどうか。罰則化というのも私も1つの選択肢だと思っているんですけども、そういった点は非常に重要だと思っております。

すいません。感想めいたところもあるんですが、以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。大変重要な論点かと思いますが、これ関連して御発言希望ありますので、順番にお願いしたいと思います。まず若江さん、お願いします。

【若江構成員】 ありがとうございます。若江です。任意開示の促進の話では、主にこれまで開示されないというケースが大きな問題として取り上げられていると思うんですけども、一方で、逆のパターンとして、不真面目なプロバイダが権利侵害の明白性をあまり深く検討しないまま任意開示してしまっているケースというのは、あまり注目されていませんけれども、ないとは言えないんじゃないかなと思っていまして、確かにISPの段階では任意開示が非常に少ない状態かもしれませんが、コンテンツプロバイダの中では、結構任意開示に応じているケースもあるんじゃないかというようなことも聞いていますので、そうしたケースがどのような体制でどう判断されているかというような現状をまず確認する必要はないのかなというふうに思っています。

恐らく今は、コンテンツプロバイダがIPアドレスとかタイムスタンプを開示しても、発信者の特定に直結するわけじゃないし、まだその先にISPの検討が残っているから、というような、そういう判断もあるのかもしれませんが、今後、仮に電話番号が開示されることによって、コンテンツプロバイダの段階での判断というのが最初で最後みたいなことになるとすると状況も変わっていくかもしれませんが、少なくとも現状で、コンテンツプロバイダの段階で、本当に任意開示がされていないのかどうかということも確認する必要があるんじゃないかなと思っています。

前回の検討会でお話をいただいたエヌコムさんみたいな法務部の体制も整っているすご

い大きなISPの話も非常に有意義だと思うんですけども、もし可能であれば、コンテンツプロバイダの方の話も聞いてみたいなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。関連して引き続き幾つか御発言希望を頂いていますので、順番にお願いしますが、栗田先生、お願いします。

【栗田構成員】 ありがとうございます。北澤先生に仰って頂いたこととも関連しますが、電話番号等の開示された情報を悪用、濫用されて嫌がらせを受ける、脅迫を受ける、あるいは不利益を受けるという可能性もありますが、正当な使い方をされたとしても、個人にとっては応訴負担も相当なものになるかと思えます。これは、電話番号の開示というよりも、権利侵害の明白性要件の緩和の問題になりますが、結論として最終的に否定されるとしても、例えば、損害賠償請求訴訟を提起され、それに応訴しなければいけないというだけでも、個人にとってはかなりの負担になります。権利侵害の明白性要件を安易に緩和すると、結果としては適法な表現を行ったにもかかわらず、応訴負担を強いられるという状況が出て来ることになりかねません。緩和の程度にもよりますが、権利侵害の明白性の要件の緩和については、やはり、ある種の濫訴の危険性があることも考慮した上で慎重に議論すべきではないかと、北澤先生の御発言を聞いていても感じました。以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、上沼先生、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。濫用とか濫訴の危険というのは、民事訴訟一般でも、訴訟のアクセスを簡単にしようというときに必ず出てくる議論ではありまして、濫用等それ自体は問題だとは思うのですけれども、そこにあまり焦点を当て過ぎると、被害者にとってのハードルがあがってしまいます。今でも幾つも転載などされてしまうと、削除なり権利行使なりに相当の労力が必要なわけですから、その辺のところのバランスが必要かなと思っています。

あと、電話番号を悪用されることに関しては、少なくともネットに書かれるとかいうことだと、今回、発信者情報開示が容易になれば、自分もそこに開示される、自分の行ったことについても開示されるということになりますので、それは両方に働くのかなと思っています。

【曾我部座長】 栗田先生から今の上沼の先生の御発言にコメントがあるということで、お願いします。

【栗田構成員】 すみません。一言だけです。バランスをとらなければいけないというのは全く同感ですが、被害者の救済が必要なのと同時に、表現の自由にも配慮する必要があります。濫訴、濫用等の危険がありますと、本来であれば問題ないようなものであっても、いわゆる表現の自由の萎縮効果で、批判的な言論を差し控えてしまうことがあり得るかと思います。バランスをとるといふ際にはそういったことも考慮していただければと思います。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、大谷先生、お願いできますでしょうか。

【大谷構成員】 日本総研の大谷です。今、幾つかの先生がおっしゃったことと重複してしまうんですけども、最近、公益通報者保護法などの改正もなされているので、少し勉強しているところなんですけど、やはり実務の状況を見てみますと、不利益が生じることを恐れて声を上げにくいなどの問題がやはり一般に見られていると思います。企業や個人の社会的評価の低下につながる情報などが発言されるということが健全な社会のありようだと思いますので、今、若江構成員のほうからもお話がありましたように、開示関係役務提供者というのは非常にまちまちでして、商業的にそういったサービスを提供されているところから、そうでないところもありますので、権利侵害の明白性という要件についてはやはり堅持すべきではないかと思っていますところなんです。

プロバイダ責任制限法の3条は、送信防止措置、削除の要件を定めているところなんですけど、権利侵害がなされたと信じるに足る相当の理由があるという、4条と比べると比較的緩やかな条件になっていますけれども、そことの区別をつけた立法趣旨というのは、昨今の事情を踏まえても特に変わっていないのではないかと考えているところなんです。

任意開示との関係では、権利侵害の明白性についての判断に逡巡されている事業者が多いというのは実感しているところなんですけど、知財侵害、それからプライバシー侵害、それから名誉毀損などのケースについては一定の事例の集積はあるところなんですけど、SNSなどで見られる、今回のテラハの事件などもそうかと思いますが、暴力的な発言ですか、侮辱といった類型についての事例について、開示関係役務提供者の権利侵害の明白性判断を助けるような情報が十分蓄積されていないのではないかと、その整理がなされていないのではないかとこのところの課題ではないかと思っていますので、そういった施策、事例の集積などの施策も併せて総合的に対応しなければいけないものだと思います。もちろんネット上のSNSの利用の仕方についての教育なども十分に進めるということと併

せていかなければいけないので、発信者情報開示請求制度だけでネット上に起こっている誹謗中傷の問題に解決の道筋をつけるというのはなかなかやり過ぎではないかなと考えているところです。

ちょっと感想めいたところも多くて恐縮ですが、以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。任意開示の問題、それから明白性の問題について御発言いただいたと思いますが、引き続き、北澤先生ですかね、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。先ほど栗田先生から応訴負担になるということが萎縮効果につながるのではないかという点、御指摘いただいたんですけども、確かに非常に重要な点だと思っております。実は開示請求をプロバイダが受けると、プロバイダとしては4条2項で意見照会をしないといけないんですね。この意見照会が、表現をした方にとって萎縮効果になるというケースが意外と多くて、私の肌感覚なんですけども、何も法的に問題ないよねというような書込みをした方ほど萎縮する傾向があったりするんですよ。発信者情報開示の事件は、最終的に裁判で勝てればよいという話ではなくて、おっしゃるとおり、裁判に巻き込まれること自体が一般の方にとってはかなり負担というか問題となる。例えば自分の体験やそれに基づく感想を口コミに書こうとする方が一々裁判のことも頭に置きながら書いているかということ、もちろん誹謗中傷とか名誉毀損に当たるような表現をするというときは別ですが、一般の方の、要は善意の口コミを書く方が一々訴訟を考えて口コミしているという状況ではないと思うんですね。

ですので、今回、権利侵害の明白性の要件の緩和の御提案をいただいているんですけども、これが緩和されてしまうと、要は、今まで法的に許されていた匿名表現が、今後許されなくなる可能性があるという形で、表現の萎縮を引き起こす恐れがあり、かなり慎重に判断しないといけないと思っています。

あとは、上沼先生からも、バランスの点、御指摘いただいたんですけど、私もこの点すごく重要だと思っていて、一連で報道されているような、ああいう痛ましい出来事というのは、二度と起こさないように法律で何ができるのかという点を検討しないといけないと思います。

ただ、それと同時に、表現の自由とか通信の秘密とかはまさに憲法上の人権そのものが問題となってくるテーマでもありますので、この点をバランスをとりながら検討していくのが重要だと思います。

あと1点は、今報道されているSNSが実はほとんど海外の事業者のサービスなんです

ね。ですので、制度設計するに当たっては、常に海外事業者に対してどうルールを適用ないし執行するのかという視点は私は不可欠だと思っています。この視点が欠けてしまうと、仮に改正できたとしても、海外のサービスはそのまま何も変わらなくて、国内のサービスだけ規制でがんじがらめになってしまうみたいな、それで結局誹謗中傷もそんなに減らなかった、というようなことは一番避けたいといけないのではないかと考えていますので、そういう形でバランスのとれた制度設計ができればなと思っています。

以上です。

【垣内構成員】 垣内です。先ほど応訴負担の関係で既に北澤先生からも御発言ありましたけれども、私も、大きく言えば、やはりバランスを適切にとっていくということが一番重要なんだろうと思います。それとともに、ただ、応訴負担ということは、確かに訴えを提起される被告の側について問題になるわけですが、他方で、原告側の正当な権利行使という観点からしますと、提訴の負担ということもそれなりに大きなものではあり、そのこと自体が、通常の場合には濫訴を抑制するような機能を持っているということもあろうかと思っていますので、そのことも併せて考えていく必要があるのかなということが1つです。

それから、もちろん提訴自体が濫用的なものであると、濫訴であると評価すべき場合というのは一定程度現に存在しますし、心配する必要がある問題だと思っていますけれども、他方で提訴自体は、これは正当な裁判を受ける権利の行使というところがありますので、単に敗訴したらそれは濫訴だったということにならないのは当然ですから、その点について十分に配慮する必要があるかと思っています。

ですので、濫訴という問題はあるけれども、訴訟手続を使うこと一般が問題であるというように形で位置づけられると少し行き過ぎなのではないかという印象を持っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ちょっと順序が分からなくなってしまったんですけども、事務局のほうで先ほどからの順序がお分かりでしたら振っていただければと思いますが、いかがですか。清水先生ですかね、お願いします。

【清水弁護士】 清水です。北澤先生の御指摘の海外事業者がメインになっているんだという指摘については、まさにそのとおりであると考えておりますので、ここの視点というのはぜひ入れて考えていかなければいけないだろうと考えております。

発言したいと思った点は、権利侵害の明白性という点についてです。この点を緩やかに

すべきかという視点に関して、表現の自由というのはやはり非常に重要なもので、明白性という点でバランスをとっているというところであると理解しているので、基本的には緩やかにするべきものではないと考えております。

ただ、プロ責法の条文解説ですと、権利の侵害の明白であるという趣旨は不法行為の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまで意味するというふうになっているわけですね。1 ページの下の部分です。この不法行為等の成立を阻却するというところの解釈がしばしば裁判でも争われるところですよ。これは違法性阻却事由のことだけを言うのか、それとも責任阻却事由なども含むのか、いわゆる真実相当性や故意、過失のところまで含むのかということがしばしば議論になることがあります、この点で争いが肥大化するというときもあります。

プロ責法のガイドラインを見ると、専ら違法性阻却事由についての説明しか書いていないんですね。事例を挙げているものもあるんですけども、その事例についても違法性阻却事由についてのみ書いてあるというもので、ここについては、実質的には違法性阻却事由についてのみ争点になっていると認識しています。しかし、条文解説では不法行為等の成立を阻却するという書き方がされており、この点から戦線が拡大するということが出てきてしまうので、ここの整理をしていただきたいなと思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点は事務局のほうで御発言していただくこととっておりますかね。

【中川課長補佐】 事務局、中川でございます。今直ちに正確な回答するのはちょっと難しいかなと思っております、頂いた御指摘を踏まえまして、事務局のほうでも考えさせていただきたいと思っております。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、引き続き先生方のほうから御発言いただきたいと思いますが、上沼先生でしょうか、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。そういう意味で、もともとプロ責法の中に権利侵害の明白性と書いてあるのは、両側の利益を考慮した結果そうなっているのかなと思っております、その意味で、発言する、投稿する側の立場を考えれば、軽々に要件を緩和するのをあまり賛成できないなと思っております。

ただ、濫用に関しては、後ほど出てくる任意開示の話のを別にすれば、ほとんどの場合は何らかの形で裁判所の判断を経ているはずだと思います。ですので、権利侵害の明白性を裁判所が判断する場合についてまで濫用の可能性を考慮しなければならないということに

なると、裁判所の判断が信用できませんということになってしまうので、法制度自体が成り立たなくなってしまうと思います。

先ほど、若江さんから、権利侵害の明白性については、裁判所がきちんと判断しているのかというご発言がありましたが、そういう意味では、きちんとコンテンツプロバイダの側で対応しているのか、という点を検討すべきなのかなと思っています。

このような観点で、もう1点付け加えさせていただきますと、権利侵害の明白性については、投稿コンテンツに関して判断する話なので、コンテンツプロバイダが真摯に対応しているのであれば、それに基づいて裁判所が判断しているはずであり、アクセスプロバイダが再度権利侵害の明白性を争う必要はないはずだと思います。にもかかわらず、現状、アクセスプロバイダが改めて権利侵害の明白性を争わなくてはいけないのはなぜかということを検討する必要があるのかなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、北條先生、お願いします。

【北條弁護士】 ありがとうございます。北條です。任意開示の点につきまして発言します。任意開示に関しましては、先ほど若江構成員からも少しお話がありました、コンテンツプロバイダが任意に開示している場合もあるというふうにおっしゃっていましたが、一概にそう言えるかどうかは私も把握しておりません。

大きな問題の1つとしては、コンテンツプロバイダが開示をした場合に免責されるかどうかというのが分からないという部分だと思います。現時点では、開示しない場合に、故意又は重過失がなければ損害賠償の責任を負わないということになっていますが、開示した場合に免責されるという点がないので、コンテンツプロバイダが任意に開示するインセンティブが働かないということになると思われれます。そうしますと、リスクをとってまで開示する必要がないのであれば、やはりリスクをとらないという方向に働くのではないかと考えられるところです。

任意開示のところ、もう一つ、コンテンツプロバイダがどのような情報を持っているかという部分に関しては、今日のお話にもありましたように、携帯電話番号であったり、各場面のIPアドレスだったりすると思いますけれども、どういう情報をコンテンツプロバイダが保有していて、どういう認証をしているのかという、例えばあるSNSに関しては、携帯電話番号でユーザーを認証していたり、メールアドレスだけで認証していたりするため、登録ユーザーに関する電話番号をコンテンツプロバイダが保有していない場合も

当然あります。これは登録ユーザーごとに恐らく変わってくるものと思います。

そのために、コンテンツプロバイダがどのような情報を保有しているかということを開示するというのも1つの方法ではないかと思います。つまり、裁判や仮処分とかをやらずに、その前段階で保有している情報が得られるのであればわざわざ仮処分などをしなくてもいいのではないかと。仮処分などを申し立てた後に、結局有効な情報が保有されていなかったということになれば何の意味もない裁判をしていることになるので、そういうことを事前に防ぐことが迅速な解決策ではないかと思います。

あと、携帯電話番号に加えて、本日は話に出ていませんが、ログインIPアドレスと、もう一つ重要な情報としては、登録時のIPアドレスというのも必要かと思います。これは何かといいますと、いわゆる誹謗中傷される方というのは、捨てアカと呼ばれる、とにかくアカウントを新たにたくさん作成して、それでいろんな投稿をします。そして、その後、アカウントを削除してしまうということがあったりもします。そのようなアカウントが削除された場合に、ログインIPアドレスが取得できない、あるいは保存されていないコンテンツプロバイダも存在すると聞いておりますので、そうであれば、登録時のIPアドレスも開示対象に含めてもいいのではないかと考えている次第です。

そのため、そういう情報も含めて開示請求の対象とするのが望ましいのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、垣内先生から御希望頂いていますので、垣内先生、お願いします。

【垣内構成員】 垣内です。先ほど上沼先生から御発言のあった点に関連いたしまして、権利侵害の明白性について、裁判手続上2回審理、判断しなければいけないということがどうなのかという問題提起を頂いていたかと思えます。

その点は全くそのとおりで、同じことについて何回もやらなければいけないのかと。そのことに伴う当事者側の負担ということもありますし、裁判所の負担ということもありますので、問題となる事柄であろうと思えます。

ただ、他方で、発信者の側の手続保障の問題ということもありますので、それが簡易な手続できちんと確保できるというような条件が整備されるということがその関係では望ましく、そのことが1回の審理で当該争点について決着をつけるということの条件となってくるのかなというふうな見通しを持っているところです。

以上です。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、栗田先生、お願いします。

【栗田構成員】 やはり権利侵害の明白性のところですが、配付の資料（【資料2-2】主な検討課題スライド1）で書かれております「『権利侵害の明白性』について、より緩やかな要件とすべきとの考え方」ですが、これは立法論と考えてよろしいのでしょうか。仮にそうだとしますと、従来の裁判所の判断も変わることになりかねませんから、これまで開示すべきだと判断されていた情報が円滑に開示されるだけではなく、これまでは開示すべきではないと判断されていた情報まで開示されるようになることもあり得るかと思えます。立法論だとすれば、それを前提として議論をする必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

【曾我部座長】 立法論かどうかというところですかね。事務局のほうで補足いただくことありますか。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局、中溝でございます。この点は、こういう明白性要件について緩やかにすべきという、世の中でそういう見解、御意見、主張もあるということを書いているので、私ども事務局としてどうかということではないのですが、立法論としてそういう考え方もあるのではないかというような御主張もあると承知しておりますので、その点について御議論いただきたいという趣旨でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。栗田先生、いかがですか。

【栗田構成員】 はい。それで了解いたしました。一言付け加えさせていただきますと、権利侵害の明白性要件を解釈として緩やかな方向で解釈すべきだという主張と、権利侵害の明白性要件自体を緩やかな要件に例えば改正するというような立法論とでは、やはり実際の裁判実務に与える影響が変わって来ますので、区別した議論が必要かと思えます。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。濫用に関して幾つかお話が出ているんですけども、先ほど上沼先生から濫用に関しては裁判の判断を経ているはずというお話があったんですけども、ひょっとすると、想定されている事例と、私が経験している事例と若干違っている可能性があるかなと思うのは、大体仮処分では、最初、債権者（開示請求者）が「書き込まれている内容は事実無根だ」というような陳述書を出してきます。ないことの証明というのは難しいので、基本的に陳述書で疎明せざるを得ないというところはあるんですけども、

こちらで調べてみると、書込みの内容の真実性が肯定できるのではないかというような事例もよくあります。例えば、消費者が会社に対して不満を述べている書込みについて、実際に、消費者被害めいたことが起きていたり、販売方法に問題があるのではないかということで実際に騒ぎになっている会社だったりすることがあります。そういった反論をすることになった場合、今の仮処分（保全）の実務ですと、開示の申し立てが認められない場合に却下決定が出て終わることはかなり少ないですね。どうやって終わるかという、裁判所のほうからこれはもう認められませんよという心証開示がされて、申立てを取り下げてもらって終わるのが通常です。保全の場合、取下げに債務者（相手方）の同意が必要ありませんので、そういった形で、まず申立てをしてみて、だめだったら取り下げてみたいことがあったりして、そういうケースで濫用しているのではないか、そういったケースで開示が簡単に認められてしまうようになってしまったら、それは非常に問題ではないかというような感覚を持っています。

あとはもう1点、裁判を2回やる必要があるのかという問題。例えば仮処分の段階で開示を認めるという保全部の裁判所の判断があるわけです。その後、本案訴訟でこれを争う必要があるのかというご意見かと思うのですが、確かにおっしゃるとおりだなという部分がある一方で、私の経験的に、例えば社員と思われる方が「この会社は違法なことをしている」という書き込みをしたようなケースで、会社から、その書込みが名誉毀損だとして開示請求がされた事件で、経由プロバイダ（アクセスプロバイダ）の代理人をしたことがあるんです。その事案については、仮処分については、これは名誉毀損だという形で権利侵害の明白性が認められて開示の発令が出ているんですけども、こちらで調べてみると、本当に違法なことをしていたという事案がありました。この問題でなかなか難しいのは、仮処分の手続というのはかなり時間がないんですね。大体私も、仮処分の依頼を受けると、依頼があって3日後ぐらいに審尋期日の指定されることも珍しくなくて、期日をちょっと調整していただいてという形で、時間的な制限が厳しいというか、十分な準備が必ずしもできなかつたりします。

そういう意味で手続保障の関係で、裁判を1回で済ませるような制度を想定するのであれば、それはどこまで、プロバイダとしての手続保障と、あとは発信者としての手続保障を確保するのかという点は検討しなければならないと思います。十分確保するためには、訴訟と変わらない時間を要したり証拠調べが必要となれば、それはやはり本案訴訟で判断すべきだと思います。

仮処分をやる立場の若干愚痴めいた話になってしまって恐縮なんですけども、なかなか準備期間がないという話だけお伝えしておきたいと思います。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、大谷先生お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。事務局で御用意いただいている資料でいいますと3ページということになるかと思いますが、今、複数回の裁判手続を簡素化できないかという論点が出ているかと思いましたが、少し荒唐無稽かもしれませんが、こういった制度設計ができないかという、ちょっと夢のような立法論なんですけれども、お話ししたいと思います。

時間切れなどで結果的に発信者の特定が終わらない、できないまま法的救済の道が閉ざされるというケースは時折耳にするところでして、そのために任意開示を急げというようなのはどちらかというと本末転倒だと思っております。裁判所の判断を得なければならない局面というのはどうしてもあると思っておりますので。つまり通信の秘密ですとか、高度のプライバシーを保全するという立場からですけれども。そうしますと、発信者情報の開示請求制度というのは、大まかに言えば2つの内容を判断する場だと思うんですが、1つが発信者を特定する段階であり、2つ目が、侵害情報に関わる発信者情報の開示そのものの可否を判断する段階と、2つに大まかに分けることができると思うんですが、これを、開示するかしないかの判断については、やはり司法による手続保障といったことが必須だと思われれます。

他方、発信する段階というところに、過度に既存の手続、民事執行手続を繰り返さなければ本人に到達できない現状というのはやはり改善の余地があるのではないかと考えておりました、そこにちょっとADR的な発想で、発信者を秘密のうちに情報交換をしながら、本来は発信者でないものの可能性を排除しながら、本当の発信者に到達するための情報を抽出していく、かなり技術的な段階というのを制度的に設けることができないだろうか。それが特定できた時点で、開示の可否判断については訴訟を提起していただくというような立て付けがとれないだろうかというのをちょっと夢想しておりました、そのようなことができれば複数回の裁判手続の問題というのは解消するのかなと思っております。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、上沼先生から御発言希望頂いておりますので、よろしくお願いします。

【上沼構成員】 先ほど申し上げたとおり、権利侵害の明白性について、再度判断をす

る必要はないのではないかと考えていますが、その場合の手続きについて、常に1回で終了すべきとするのかはまだ考える必要があると考えています。

ただ、本来的に言えば、この前申し上げたとおり、コンテンツの中身について直接の利害関係があるのはコンテンツプロバイダの側なので、仮処分で権利侵害の明白性が甘く判断されるなど、仮処分と本訴で、権利侵害の明白性の判断が異なるのは、本来的にはおかしいのではないかと考えています。その意味で、コンテンツプロバイダに対する訴えの段階で、本来的には権利侵害の明白性というのがもう少しきちんと判断されるという立て付けになるべきなのかなというふうには思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。それから、北條先生からお願いします。

【北條弁護士】 ありがとうございます。北條です。コンテンツプロバイダでも、サービスプロバイダとか、アクセスプロバイダでもいいんですけども、いわゆるログの保存期間問題というのがございます。この問題というのが保存期間は3カ月から6カ月ぐらいが多いと思うのですが、これをどうしてもっと延ばせないのかという議論が本日はあまりないのではないかと考えています。

要するに、コンテンツプロバイダ等のプロバイダ側としては、ログの期間が延びれば保存する容量もたくさん増えてしまうからやはりお金がかかるという問題もあるかもしれませんが、権利を侵害された側からすれば、そんな短期間でなければ手続ができないのであれば発信者情報の開示を諦めるしかない、泣き寝入りしかできないというのは、若干不自然な気もしております。なので、そういうプロバイダ側の履歴の保存期間を増やす方が必要ではないかと思えます。

そしてもう一つは、やはりログインIPアドレスでなければ発信者を特定できないという、ちょっと不自然な感じがする点です。書き込んだ時のIPアドレスが分かれば一番確実であるにもかかわらず、そのログがとれない、とっていないということの問題があります。これは、技術的にはとれるにもかかわらず、容量として大きくなってしまったりとっていないのではないかと問題があり、そのあたりをもう少し議論してもよろしいのではないかと考えた次第です。

ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。今、北條先生から御指摘いただいた点は私もすご

く重要だと思っていて、やはりタイムリミットの問題ですよね。要は、ひどい書き込みがされて、法的には権利侵害の明白性がはっきりしているのに、ログの保存期間がなくてたどり着けないというのはすごく私ももどかしいというか、何とかならないかなと思っ
ています。

記録させる義務という形で対応するのはそれなりにハードルが高いと思っ
ているんですけども、例えばコンテンツプロバイダに最初に開示請求があった段階で、コンテンツ
プロバイダからその先の経由プロバイダに対して、お宅の通信について今裁判になっていま
すよという形で保存要請を事実上していただく。そういう形でコンテンツプロバイダとの
仮処分をやっているうちにログが消えるみたいなことをなくすという対応はできないかな
というのは実は前々から思っているところでして、そういったところも検討してもよいの
ではないかと思っ
ています。

あとは、任意開示ももう少しスムーズに進めることができないかなというのは私も常日
頃思っ
ていまして、前回も少しお話ししましたけれども、まず少なくとも、開示の判断を
誤っても刑事責任のリスクがないこと、事業法上の問題としてリスクはないということは、
何かガイドラインなりではっきり示していただくと、大変プロバイダとしてもやりやすい
かなと思っ
ています。

あとは、例えば一般の個人の方への誹謗中傷とかですと、名誉毀損かどうか判断するに
当たって、公共性がないことが多く、そういったケースであればその内容が真実かどうか
にかかわらず、任意開示できるはずだと私は思っ
ているんです。私は結構そういうケース
で任意開示にゴーサインを出したりするので、そういったことをガイドラインなりで具体
的な任意開示の判断基準についてより具体的な示し方ができれば、より使いやすい制度に
なるのではないかと思っ
ています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、栗田先生お願いします。

【栗田構成員】 ありがとうございます。先ほどのログの保存期間に関してですが、例
えば、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン10条では「電気通信事
業者は、個人データ……を取り扱うに当たっては、……当該保存期間経過後又は利用する
必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」
という、いわば逆方向の規定が置かれています。ログの保存は、ある意味では個人デー
タの保護の要請とも対立し得ることになります。同ガイドラインとの関係ではいかがでし

ようか。もし事務局から補足がありましたらお願いいたします。

【曾我部座長】 では、北澤先生と事務局のほうでお願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。恐らくログを保存する義務を課するという形というのは、今の御指摘いただいたガイドラインの中で書かれるのは私は難しいと思っております。

ですので、ログを記録させるという形ではなくて、先ほど申し上げたような、事実上の経由プロバイダの連絡等の、要は紛争化しているログについては保存できるような措置の検討の余地はないのか。一般的にログを保存する義務をかけるのではなくて、あくまでも事件単位で、問題になっているものについては、事実上保存させる対応ができないかと思っております。

ガイドラインというのは、ひょっとするとご指摘いただいたガイドラインで触れるべき話なのかどうか、そこで触れるべき問題なのかどうかという問題はあると思うんですけども、開示した場合の事業法上のリスクに関しては、ガイドラインなどに追加していただくとよりよいのではないかという考えです。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。事実上、通知を受けると必要性が発生するということだと思うんですけども、事務局のほうから御補足いただけることがあればお願いします。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局、中溝でございます。今栗田先生から御指摘がありました電気通信事業における個人情報保護ガイドライン、先生からは第10条というお話ございましたが、より詳細に通信履歴の記録については、第32条というところに、もう少し個別の規定がございます。全文は読み上げませんが、簡単に申し上げますと、電気通信事業者は、通信履歴、ログでございますが、それを課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止、その他業務の遂行上必要な場合に限り記録することができるというような記述がございます。

したがって、必要がなくなれば消去しなければならないという原則ですが、業務上必要な場合に記録することができるということが書いてあるというものでございます。

その32条の解説の中で、業務上必要な場合と。業務上必要な場合というのは一体どのくらいの期間なのかというのを明確にするために、もう少し解説部分に付記してございまして、例えば読み上げますと、電気通信事業者が、これらの業務の遂行に必要とする場合、

一般に6カ月程度の保存は認められ、適正なネットワーク確保の観点から年間を通じて状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には1年程度保存することも許容されるというふうに、許容できる期間というのを一応明確化しまして、おおむねのログ保存がどのくらいまでできるのかということをごガイドライン上明記してございます。

当該業務上必要がなくなったら消去しなければならないという大原則については、例えば、欧州におきましても、GDPR、あるいはGDPRの上乗せで電気通信事業者やプロバイダが規律対象になっておりますeプライバシー指令、これらについてもやはり同じような記述があって、原則必要がなくなったら消去しなければならないと。ただ、必要な場合には保存できるというような、要するにプライバシー的な部分と、あるいは業務の必要性、あるいはこういった被害者救済などの観点等を勘案して、このような原則なり例外の定めがあると承知してございます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の北澤先生のお話との関連で言うと、要請があった場合に、必要性があると言えるのかどうかというあたりが問題になると思うんですけど、今の段階で何か御回答いただけることってありますでしょうか。

【中溝消費者行政第二課長】 ちょっと今直ちにそこは正確な回答するのはちょっと難しいかなと思っておりまして、ぜひ検討はしてまいりたいというふうに思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、引き続き構成員からの御発言をお願いします。では、垣内先生お願いいたします。

【垣内構成員】 垣内です。ありがとうございます。裁判手続の点に関しまして、今、資料2-2の3ページの記載に係るかと思えますけれども、大きく言って2点ございます。

1点目ですけれども、3ページの丸ポツの2番目で書かれている訴状の送達手続等の問題ですけれども、これは既に本日の会議の中でも御発言がありました、御紹介のありました電気通信事業法の改正なんかも踏まえまして、現在よりも送達がしやすくなるような措置を講ずることができないかというのは考えてみる必要がある問題かなと思っています。

送達全般の問題ということになりますと、民事訴訟法の改正ということも視野に入り得ると思いますし、中長期的には十分考慮に値する問題かなと考えますけれども、場合によっては電気通信事業者に関する特例というような形でピンポイントで何か措置を講ずると

いうことも検討に値するのかなと思っていますところす。

それが1点目でして、もう1点目ですけれども、その上のポツ、最初のポツですけれども、そもそも発信者特定のために複数回の裁判手続が必要であるという点について何とかならないのかという問題で、これは前回以来、中心的なテーマの1つかと思います。先ほど大谷先生のほうからも御提案があったところすけれども、私自身はなかなか難しい問題なんですけれども、何らか訴訟を1回の手続で解決できるようにするということは必要だろうと思っております、そのための方法として、例えばいきなり匿名での訴え、提起というようなことはやはりなかなかハードルは高いだろうと考えておりますので、訴え、提起ではない、何らか決定手続のような裁判手続を新たに設けるというようなことを考えることができないかなというように感じています。

現在、民事訴訟法の規定で申しますと、幾つかの規定が若干手がかりになるところがあるのかなと思っております、1つは、民事訴訟法の文書提出命令に関する規定ですけれども、民事訴訟法の220条の2号というところで、実体法上の請求権を基礎として訴訟法上の文書提出義務を課するというような規定があり、そうなりますと文書提出義務の存否そのものについては、これは決定手続で判断をするということになっているというものがあります。

また他方、民訴法の236条というところで、提訴前に証拠保全を相手方を不特定の形であることが一定の場合にはできるというような規定があるところで、訴訟手続の外側でそうした形で何か決定手続で発信者情報開示というものができかどうかというのは、ひとつ検討の余地はあるのかなと考えているところす。

もちろん既存の今申し上げたような規定というのは、発信者情報の問題とは異なる部分もいろいろとありますので、どこが共通していて、どこが異なるのかというようなあたりを検討しつつ、発信者情報という問題の重要性も踏まえて、どこまで考えられるのかということを検討していく必要があるのかなと感じています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして清水先生お願いします。

【清水弁護士】 清水です。今の点にも関連するんですが、北澤先生がおっしゃっていたアクセスプロバイダに対してログの保存をコンテンツプロバイダ側から要請してもらおうということがもしできるのであれば、開示請求する側としては非常に助かるというところではあります。

ただ、いわゆるログイン型投稿がされている場合については、現実的には難しいのではないかと御指摘だけをしておきたいなと思いました。

ログイン型の場合、ログが多いときは200個近く出てくることがあります。その中には、1つのプロバイダだけではなくて、複数プロバイダが出てくるということも少なくないわけですが、そういう場合に、全てのログを調査して、全てのアクセスプロバイダに対してログの保存要請をかけるというのはなかなか大きな負担になってくるので、事実上難しいのではないかなと思うところがございます。

もう1点、そういう形で出てくるものというのは大体海外事業者ですので、海外事業者にそういうことを義務づけられるのかという視点もひとつ重要なところかなと思っております。

すいません。問題提起ですが、以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、若江さんからお願いします。

【若江構成員】 若江です。ありがとうございます。任意開示の促進の話に戻ってしまっても恐縮なんですけれども、前回の検討会で権利侵害が明白であると検討した証拠を残せば、開示してもプロバイダ側の責任を免責するという御提案もあったようなんですが、私はそれには反対だということを改めてお伝えしたいと思っています。

任意開示が十分なされていないのではないかとこの問題は、1つには真摯なプロバイダが権利侵害の明白性について判断する上で慎重になりすぎているという側面と、もう一方では、不真面目なプロバイダが真面目に考えないで、軽過失免責のあるほうの非開示に動いているという両方のパターンがあると思うんです。それをどう促進するかについては、前者のようなケースについては、わかりやすい事例集を作成したり、相談機関の充実、違法有害情報相談センターとかの相談機能を充実させたりすることで、ある程度、促進できるのではないかと思います。かたや、後者の不真面目なプロバイダが現状の軽過失免責のせいで非開示に動いているという問題の方は、新たに開示する側に免責をつければ、いまよく考えずに非開示にするのと同様に、今度はよく考えずに過剰に開示してしまうという弊害があるんじゃないかなと思いますので、改めて申し上げたいと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ちょっとまだまだ議論尽きないところですが、時間の関係もございますので、構成員からの御発言は以上とさせていただきますが、最後に事務局のほうから先ほどのガイドラインの関係で補足を頂けるとい

ので、そちらのほうをお願いしたいと思います。

【中溝消費者行政第二課長】 再び事務局でございます。簡単に補足いたします。先ほど電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの10条と32条を御説明いたしましたが、改めて正確に申し上げますと、10条の対象というのは、電気通信事業者が取り扱う情報全般についての原則的な規定であり、32条の通信履歴というのは、全般的な電気通信事業者が保有する情報のうちの通信の履歴に関してのみの特則的な規定というような形であります。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、以上をもちまして議題の2は終了させていただきます。

最後に事務局より今後の予定について御説明をお願いしたいと思います。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。本日の御議論を踏まえまして、座長と御相談させていただき、さらに優先して議論を行っていただくべき課題を事務局のほうで整理した上で、次回会合では引き続き検討を行っていただきたいと思いますと考えております。

次回会合の日時等の詳細については御連絡させていただきます。以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了いたしました。構成員の皆様方には大変活発な御議論いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして発信者情報開示の在り方に関する研究会の第2回会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上